

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社ジャストエンジニアリング

業者の住所 : 宮崎県宮崎市高岡町飯田1-8-11

2 指名停止措置期間 : 令和3年3月15日～令和3年5月14日 (2か月)

3 指名停止措置の範囲 : 【役務】九州新幹線建設局管内

### 4 事実概要

本件、当機構九州新幹線建設局発注の「令和3年度九州新幹線建設局大村鉄道建設所発注者支援業務(A)」の入札手続において、令和3年3月5日に開札を行った結果、株式会社ジャストエンジニアリングが調査基準価格を下回る金額で入札したため、当該業者に対して低入札価格調査依頼を行ったが、同日低入札価格調査を辞退する旨の届出が提出されたものである。

### 5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15項(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定した日から1か月以上9か月以下
16 省略	以降 省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)